

## 北海道動物愛護管理センター運用体制検討会議とりまとめ報告（概要）

## 1 会議の概要

## (1) 構成員

（公社）北海道獣医師会、学校法人酪農学園、NPO 法人 HOKKAIDO しっぽの会、札幌市、旭川市、函館市、庁内関係課

## (2) 開催期間

令和4年5月～10月 計3回

## 2 背景

- ・改正動物愛護管理法により、都道府県等が果たす動物愛護管理センター（以下、「センター」という。）機能が新たに規定
- ・北海道の現行体制や収容施設では、今後、国が示す自治体の動物収容施設の施設管理指針に適合できないこと、災害時等における緊急収容や新型コロナウイルス感染症など新興感染症発生時における対応が困難なことなどが課題
- ・道では、「北海道における動物愛護管理業務のあり方」を取りまとめ、今年度、広大な本道の地理特性に応じ効果的に機能するセンターの運用に向け、「動物愛護管理センター運用体制検討会議」を設置し、検討を行ってきた。

## 3 検討に向けた取組

## (1) 経過

- 道では、道央、道東地区において、保健所で長期収容となった犬猫の搬送及び飼養、新しい飼主さがしによる犬猫の譲渡などについて民間事業者への委託による実証事業を開始。
- 検討会の下に地元獣医師会、動物愛護団体、獣医系大学等からなる地区ワーキンググループ（道央／道東）を設置し、実証事業の状況を踏まえつつ、センターと連携可能な事項を取りまとめ。

## (2) 地域の運用課題と対応

道央地区	
課題	新興感染症対策について、感染者ペットの一時預かりや、感染症の検査等にあたり、専門的知識や技術が必要であることや、特に都市部では迅速に対応を要するため、獣医系大学、北海道獣医師会、行政が緊密に連携しつつ対策を進める必要
対応	隔離場所の確保や専門スタッフによる一時預かり、関係団体等への技術指導
道東地区	
課題	①搬送が長距離となる場合、動物の健康状態や動物福祉、運行者の安全管理を配慮した搬送を行う必要 ②ボランティアのなり手となり得る人材の不足
対応	①関係団体等と行政との協働体制として中継搬送を行うことや、犬猫の身体的特徴などを記載した記録票や搬送管理票を使用し、犬猫の管理状況を記録 ②動物愛護推進員の一層の活用や、ボランティア養成講座の開催

## (3) 地域の連携

地域の運用課題等を踏まえ、地区ワーキング・グループにおいて、連携内容について取りまとめ。

## 【獣医師会】

- ・負傷動物の治療などの獣医療の提供
- ・普及啓発事業
- ・新興感染症対策における感染者ペットの一時預かり 等

【動物愛護団体】

- ・授乳が必要な子猫等の飼養、譲渡が進まない犬猫の引取り
- ・譲渡会の共同開催や普及啓発事業 等

【獣医系大学】

- ・シェルターメディスン（獣医学の分野における収容施設での動物のケアや献身的な世話をを行う）の取組との連携による収容動物の避妊去勢手術や身体検査等
- ・将来の公務員獣医師等の人材育成 等

【その他の連携】

- ・広大な本道において、地域住民と最も身近な立場にある市町村の積極的な関与
- ・動物愛護推進員の活動範囲の拡充やボランティアの活用等

4 動物愛護管理センターの運用体制

(1) 運用にあたっての連携

北海道における動物愛護管理センター機能を効果的に運用するためには、本道の広域性、地域状況に応じた関係機関等との連携体制を構築する必要があることから、センターの業務毎に関係団体との連携内容について整理。

(2) 運用の方向性（検討会における考え）

- 本道の広域性を踏まえ、全道の保健所・支所での犬猫の引取り業務は維持しつつ、動物福祉の観点や、譲渡がより効果的に行えるよう、少なくとも道央、道東、道北、道南の4カ所にセンターを配置し、上記の業務を集約すべき。
- 特に道央地区は、人口やペットが多い状況から、関係団体等と様々な連携が可能であり、基幹センターとして、全道的な視点から各関係団体等と円滑に連携できる調整等の事務を執り行えるよう職員の配置や、災害発生時における被災動物の受入にも対応できる動物保護収容機能の確保及び拠点化などについて検討し、道東・道北・道南地区はサテライトセンターとして運用すべき。
- 獣医系大学が取組を進めるシェルターメディスンとの連携により、動物福祉に沿った治療介護や、しつけの実施、将来の公務員のなり手となる人材育成などを図ることも、北海道らしいセンター運用の姿と考える。

別紙 連携体制図（案）

